

対象施設と要請内容

特措法の規制対象※

- ◎ 接待を伴う飲食店
(キャバレー・ホストクラブ等)
- ◎ 酒類を提供する飲食店
(バー・クラブ等)
- ◎ 酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを **“遵守していない”** 施設
(安全・安心宣言施設ステッカー 未 掲示施設)

「休業を要請」

ガイドラインを **“遵守している”** 施設
(安全・安心宣言施設ステッカー 掲 示施設)

営業時間短縮 (5時～21時)

特措法の規制対象外

- ◎ 酒類を提供する飲食店
(居酒屋等)

営業時間短縮 (5時～21時)

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」